

船名：いのり・フェリーなみじ

運航基準

(佐世保上五島航路)

令和元年 5 月 12 日

九州商船株式会社

目 次

第 1 章	目的	…3
第 2 章	運航の可否判断	…3～7
第 3 章	船舶の航行	…7～11

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、佐世保上五島航路（フェリー）の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。
ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで発航できるものとする。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
佐世保		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
有川		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
小値賀		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
宇久平		15m/s以上	1.5m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、次の入航予定地港内の気象・海象に関する情報を確認し、既に第4条に定める当該港の入港中止の条件に達しており、かつ、入港時までにその回復の見込みがないと認める時は、発航を中止しなければならない。

- 3 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するするおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	波高
20m/s以上	5.0m 以上

- 4 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

海域及び視程 発航港	発航港に近接した海域	視程
佐世保	この航路の全区間	500m以下
有川	この航路の全区間	500m以下
小値賀	この航路の全区間	500m以下
宇久平	この航路の全区間	500m以下

- 5 船長は、前各項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動搖等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様は、次に掲げるとおりである。

風速	波高
18m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	4.0m 以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	波高
20m/s以上	5.0m以上

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1,000m以下
----	----------

5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海域	視程
この航路の全区間	500m以下

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

ただし、第5条に定める狭視界出入港部署配置とし、かつ、港内における基準速力を減じて航行する場合は、視程400mまで入港できるものとする。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
佐世保		18m/s以上	1.5m以上	500m以下
有川		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
小値賀		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
宇久平		15m/s以上	1.5m以上	500m以下

(着岸の可否判断)

第4条の2 船長は、着岸予定の岸壁付近の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一つに達していると認める時は、着岸を中止し、適宜の海域での錨泊、着岸岸壁の変更その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
小値賀		15m/s以上	1.5m以上	500m以下
宇久平		15m/s以上	1.5m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

第4条の3 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を航海日誌等に記録し報告するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。
短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置 (別紙のとおり)
- (2) 狹視界出入港配置 (別紙のとおり)
- (3) 通常航海当直配置 (別紙のとおり)
- (4) 狹視界航海当直配置 (別紙のとおり)
- (5) 荒天航海当直配置 (別紙のとおり)
- (6) 狹水道航行配置 (別紙のとおり)

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (7) 鯨類が頻繁に出没する（目撃される）ため、減速、回避すべき海域
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、第2条第4項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路・第2基準経路・第3基準経路・第4基準経路の4経路とする。

- 2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

名 称	使 用 基 準
常用基準経路	周 年
第2基準経路	海域の風向が北～北東で、風速が15m/sを超え波高3.0以上の場合は、 ①佐世保より宇久平及び小値賀に向かう時南側寄りのコースをとる。 ②佐世保より有川に向かう時北側寄りのコースをとる。
第3基準経路	海域の風向が北東で、風速が15m/sを超え波高3.0以上の場合で小値賀より佐世保に向かう時、前島の南側を通り尾上島に向かう航行後、帆上の瀬北側のコースをとる。
第4基準経路	佐世保港内船舶輻輳時に出航時のみ弁天島東側の経路をとる。

- 3 船長は、第2及び第3並びに第4基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。
- 4 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。
ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。

- 5 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速 力 区 分		プロペラ回転数	速 力
前進	D.SLOW	128 r p m	8.7 ノット
	SLOW	159 r p m	10.8 ノット
	HALF	200 r p m	13.5 ノット
	FULL	229 r p m	15.5 ノット
	NAV.FULL	239 r p m	16.0 ノット
後進	D.SLOW	104 r p m	5.6 ノット
	SLOW	129 r p m	6.9 ノット
	HALF	163 r p m	8.8 ノット
	FULL	169 r p m	9.1 ノット
	EM'CY.FULL	181 r p m	9.7 ノット

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならぬ。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 削 除

(特定航法)

第10条 削 除

(通常連絡等)

第11条 運航管理者又は運航管理補助者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区 分	連 絡 先	連 絡 方 法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	船舶電話、携帯電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	船舶電話、携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

佐世保港内（恵比須湾）

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地のいずれかを選定するものとする。
ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適切と判断される場所を選定することは差し支えない。
- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡し、その後適宜に付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。
- 5 前項の連絡が運航管理補助者になされた場合は、当該運航管理補助者は、直ちに当該船舶の船長からの連絡事項を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、入港時刻に変更を生じる場合は、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 入港予定時刻
- (2) その他運航管理者の援助を必要とする事項
- 2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。
 - (1) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

- (2) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (3) その他操船上の参考となる事項

（曳船の使用基準）

第15条 削除

（機器点検）

第16条 船長は、入港着岸（桟）前、桟橋手前（防波堤手前）等入港地の状況に応じて安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。

ただし、短い航路において、一日に何度も入出港を繰り返す場合は初回入港時のみでよい。

（記録）

第17条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を航海日誌等に記録するものとする。